

広島市教育委員会会議規則等の一部改正について

このことについて、平成28年3月31日教育長代決により下記のとおり一部改正したので報告する。

記

1 改正理由

改正行政不服審査法の施行に伴い、審査請求の審査事務に関する規定の整備等をしようとするものである。

2 改正内容

(1) 広島市教育委員会会議規則の一部改正

「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(2) 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正

ア 審査請求の審査に係る事務は、教育長が別に指定する事務を除き、審査請求の対象となる処分又はその不作為に係る制度を総括して所管する課等において所掌するものとする。ただし、当該事務のうち、口頭意見陳述等の審理手続は、総務課において所掌するものとする。

イ アにかかわらず、広島市情報公開条例及び広島市個人情報保護条例の規定による開示請求に係る処分又はその不作為に係る審査請求に関する事務は、当該処分又はその不作為に係る事務を所管する課等において所掌するものとする。

(3) 広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正

「不服申立て」及び「不服申立」を「審査請求」に改める。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 新旧対照表及び公布文

別紙のとおり。

新旧対照表（広島市教育委員会会議規則）

（第1条関係）

旧	新
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第5条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 訴訟及び<u>不服申立て</u>等に関すること。</p> <p>(8)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第6条～第21条（略）</p>	<p>第1条～第4条（現行に同じ。）</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第5条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。</p> <p>(1)～(6)（現行に同じ。）</p> <p>(7) 訴訟及び<u>審査請求</u>等に関すること。</p> <p>(8)（現行に同じ。）</p> <p>2（現行に同じ。）</p> <p>第6条～第21条（現行に同じ。）</p>

旧	新
<p>(教育委員会決裁事項)</p> <p>第1条 広島市教育委員会 (以下「委員会」という。) の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>訴訟及び不服申立て等</u>に関すること(重要なものに限る。)</p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>(教育長への委任)</p> <p>第2条 委員会は、その所管事務(地方自治法(昭和22年法律)第67号第180条の7の規定により委員会から市長の補助機関たる職員へ補助執行させることとした事務を除く。)のうち、次のものを教育長に委任する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 広島市人事委員会が行う不利益処分に関する<u>不服申立</u>の審査に関し、委員会が当事者として行う事務に関すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p>	<p>(教育委員会決裁事項)</p> <p>第1条 広島市教育委員会 (以下「委員会」という。) の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (現行に同じ。)</p> <p>(11) <u>訴訟及び審査請求等</u>に関すること(重要なものに限る。)</p> <p>(12)～(14) (現行に同じ。)</p> <p>(教育長への委任)</p> <p>第2条 委員会は、その所管事務(地方自治法(昭和22年法律)第67号第180条の7の規定により委員会から市長の補助機関たる職員へ補助執行させることとした事務を除く。)のうち、次のものを教育長に委任する。</p> <p>(1)～(5) (現行に同じ。)</p> <p>(6) 広島市人事委員会が行う不利益処分に関する<u>審査請求</u>の審査に関し、委員会が当事者として行う事務に関すること。</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>第3条～第6条 (現行に同じ。)</p>

広島市教育委員会規則第8号

平成28年3月31日

広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長職務代行者

溝部 ちづ子

広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

(広島市教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 広島市教育委員会会議規則(昭和31年広島市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第2条 広島市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和50年広島市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

(審査請求の審査事務)

第11条 第2条及び第3条に定める分掌事務のほか、教育委員会を審査庁とする審査請求の審査に係る事務は、教育長が別に指定する事務を除き、次項に定める審査庁事務担当課において所掌するものとする。ただし、当該事務のうち、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条及び第33条から第37条までの規定による審理手続は、総務課(審査庁事務担当課が総務課の場合にあっては、教職員課)において所掌するものとする。

る。

2 審査庁事務担当課は、審査請求の対象となる処分又はその不作為に係る制度を総括して所管する課等とする。ただし、次に掲げる処分又はその不作為に係る審査請求に関する事務は、当該処分又はその不作為に係る事務を所掌する課等を審査庁事務担当課とする。

(1) 広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の規定による開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の教育委員会の決定その他の処分

(2) 広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の教育委員会の決定その他の処分

（広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正）

第3条 広島市教育委員会事務決裁規則（昭和25年12月14日広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第11号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2条第1項第6号中「不服申立」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。